様式1 (表面)

1,24,	• -	(ХШ	<u>′</u>		
		社会福祉法人	、定款変更認可申請書		
	主たる事務所 の 所 在 地				
申	ふ り が な				
請者	理事長の氏名				
甲	請年月日	<u> </u>	 容		
	~ 恋	更前の条文	変更後の条文	理	由
定	<u> </u>	人间少水人	及人民心不入		
款					
変					
更					
0					
内					
容					
及					
び					
理					
由					

	内	容	理由
	変更前の条文	変更後の条文	生 田
定			
款			
変			
更			
0			
内			
容			
及び			
理			
由			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本<mark>産業</mark>規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙(大きさは、日本産業規格A列4番とする。)の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。 また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。
- 3 この申請書は、社会福祉法施行規則第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。

1水工	1 1	(衣則		
		社会福祉法	人定款変更認可申請書	記入例
	主たる事務所 の 所 在 地	石川県加賀市○○□	町〇番地	
申請	ふりがな 名 称	しゃかいふくしほうじん まる 社会福祉法人 〇		
者	理事長の氏名		太郎	
申	請年月日	令和○○年○○月(OO B	
		内	容	理由
		更前の条文	変更後の条文	
定			(目的) 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」 という。) は、多様な福祉サービスがそ	
款	利用者の意向を れるよう創意工	尊重して総合的に提供れ 夫することにより、利用	の利用者の意向を尊重して総合的に提 供されるよう創意工夫することによ	
変	た生活を地域社	厳を保持しつつ、自立し 会において営むことがで ることを目的として、次	つ、自立した生活を地域社会において	
更	の社会福祉事業 (1)第一種社会	を行う。 福祉事業	目的として、次の社会福祉事業を行う。 (1) 第一種社会福祉事業	
0	(2) 第二種社会	老人ホームの経営 福祉事業	(イ) 児童養護施設の経営 (ロ) 特別養護老人ホームの経営 (2) 第二種社会福祉事業	
内	(ロ) 老人デイ <u>(ハ)</u> 保育所の		(イ) 老人デイサービス事業の経営(削除)(ロ) 保育所の経営	・事業廃止により削除
容	<u>(追加)</u> 第二条 - 第七条	-	<u>(ハ) 一時預かり事業の経営</u> 第二条 - 第七条 (略)	・新規事業の追加
	(評議員の報酬) 第八条 評議員は	無報酬とする。	(評議員の報酬) 第八条 評議員に対して、各年度の総額	・評議員報酬額の変更
び	Д		が〇〇円を超えない範囲で、評議員会 において別に定める報酬等の支給の基	
理			準に従って算定した額を、報酬として 支給することができる。	-
由	第九条 - 第二七条	(略)	第九条 - 第二七条 (略)	

	内	容	ш н
	変更前の条文	変更後の条文	理由
		けて基本財産 <u>、その他財産及び公益事業</u> 用財産の三種とする。	により公益事業用財 産を追加
款	2 基本財産は、次の各号に掲げる財産を もって構成する。(1)建物	2 基本財産は、次の各号に掲げる財産 をもって構成する。 (1)建物	
変	(イ) - (ハ) (略) <u>(</u> ニ)石川県加賀市○○町○番所在の鉄	(イ) - (ハ) (略)	・デイサービスセンター 廃止に伴う建物の削除
更	筋コンクリート造陸屋根2階建 デイサービスセンター○○建物 1棟(延○○○.○○平方メートル)		・項番の繰り上げ・保育園園舎新築によ
0	<u>1保(延000.00+ガメードル)</u> (<u>ホ)、(へ)</u> (略)	の鉄筋コンクリート陸屋根○階建 保育所○○保育園園舎 一棟(延 ○○○.○○平方メートル)	
内	_(新規)_		
容	第二九条 - 第三五条 (略)	第二九条 - 第三五条 (略)	
及	_(新規)_	第7章 公益を目的とする事業 (種別)	・公益事業の新規開始に より追加
び		第三六条 この法人は、社会福祉法第二	
理		六条の規定により、利用者が、個人の 尊厳を保持しつつ、自立した生活を地	
由		<u>域社会において営むことができるよう</u> 支援することなどを目的として、次の	
		事業を行う。	
		(1) 地域包括支援センターの経営 (2) 居宅介護支援事業の経営	
		2 前項の事業の運営に関する事項につ	
		いては、理事総数の三分の二以上の同 意を得なければならない。	
	第三六条~第四○条 (略) 附 則 (略)	第三六条~第四〇条 (略) 附 則 (略)	・以下、章番号及び条文 番号繰り下げ